**301 介護老人福祉施設「自己点検一覧表」（基準）**

|  |  |
| --- | --- |
| 点 検 年 月 日 |  |
| 事 業 所 名 |  |
| 法 人 名 |  |
| 点 検 者 職 氏 名 |  |
| 備 考 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 第１ 基本方針 | (1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなって・パンフレット等いるか。・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 | 適・否適・否適・否 | 法第87条第1項条例第2条第1項(平11厚令39第1条の2第1項） | ・概況説明・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。 | 適・否 | 条例第2条第2項(平11厚令39第1条の2第2項） |
| (3) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第2条第3項(平11厚令39第1条の2第3項） |
| (4)　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | ・条例第2条第4項(平11厚令39第1条の2第4項) |
| 　(独自基準)(5) 指定介護老人福祉施設の設置者は、その運営にあたって、暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ)の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか | 適・否 | 条例第2条第4項 |
| 第２ 人員に関する基準 | 介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（指定短期入所生活介護事業所併設等の場合）｛空床利用の場合｝・従業者の員数　は、利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。｛併設の場合｝・医師、栄養士、機能訓練指導員併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。・生活相談員、介護職員又は看護職員施設と併設事業所の員数の合計を、施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数となっているか。 | 適・否 | 法第88条第1項条例第4条第1項(平11厚令39第2条第1項） |  |
| １ 医師 | 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。 | 適・否 | 条例第4条第1項第2号(平11厚令39第2条第1項第1号）　 | ・運営規程・勤務表・出勤簿・資格証の写し |
| ２ 生活相談員 | (1) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上配置しているか。・入所者の数は前年度の平均値とする。① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数点第2位以下は切り上げ）とする。② 新設（再開を含む）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90％を入所者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。③ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。・新規に指定を受ける場合は、適正な推定数による。 | 適・否 | 条例第4条第1項第3号(平11厚令39第2条第1項第2号） | ・勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・入所者数がわかる書類・出勤簿・養成機関修了証等・職員履歴書 |
| (2) 常勤の者となっているか。常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が整っている場合、例外的に30時間として取り扱うことが可能である。なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 | 適・否 | 条例第4条第6項(平11厚令39第2条第5項）　 |
|  | (3) 社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。③ 社会福祉士、精神保健福祉士「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設に勤務したことがあるなど、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。 | 適・否 | 平12老企43第2の1 |  |
| ３ 介護職員又は看護職員 | (1) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごと看護職員に１以上配置しているか。常勤換算方法：（総従業者の１週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）） 勤務延時間数：勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数【介護職員及び看護職員配置状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  種別 | 基準配置必要数 | 常勤換算後 |
| 介護職員 |  |  |
| 看護職員 |  |  |
| 合計 |  |  |

A 施設の介護職員等の28日（4週）の総勤務時間数・・・（ 　時間）B 常勤職員の１週間×４（週）の勤務時間・・・・・・・（ 　時間）C A/B ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 　　 人）※ 介護職員及び看護職員の員数は、常勤換算方法で、入所者及び利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上必要。入所者（５０名）＋利用者（１０名）の場合は、入所者６０名）→２０名（常勤換算）の介護及び看護職員の配置が必要。 | 適・否 | 条例第4条第1項第4号(平11厚令39第2条第1項第3号イ） | ・勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・出勤簿・看護師資格養成機関修了証等 |
|  | (2) 看護職員の数は、次のとおりとなっているか。① 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、１以上② 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、２以上③ 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３以上④ 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上・１人以上は常勤の者を配置しているか | 適・否適・否 | 条例第4条第1項第4号イ(平11厚令39第2条第1項第3号ロ）条例第4条第７項(平11厚令39第2条第6項） |  |
| ４ 栄養士・管理栄養士 | １以上配置しているか。（ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。） | 適・否 | 条例第４条第1項第5号(平11厚令39第2条第1項第４号）条例第4条第1項(平11厚令39第2条第1項） | ・勤務表・出勤簿・資格証の写し |
| ５ 機能訓練指導員 | (1) １以上配置しているか。 | 適・否 | 条例第4条第1項第6号(平11厚令39第2条第1項第5号）　 | ・勤務表・出勤簿・免許証等写 |
| (2) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置しているか。この｢訓練を行う能力を有する者｣とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。（ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。） | 適・否 | 条例第4条第8項(平11厚令39第2条第7項）平12老企43第2の3 |
| ６ 介護支援専門員 | (1) １以上配置しているか。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。＜参考＞介護支援専門員証の有効期間は5年間で、有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと、証が無効になります。 | 適・否適・否 | 条例第4条第1項第7号(平11厚令39第2条第1項第6号） | ・勤務表・出勤簿・介護支援専門員証（写） |
| (2) 専らその職務に従事する常勤の者が配置されているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。（この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとすること。）専ら従事する：原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定介護福祉施設サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 | 適・否 | 条例第4条第10項(平11厚令39第2条第9項）　 |
| (3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。（ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。） | 適・否 | 平12老企43第2の4(2) |
| ７ 入所者の算定 | 従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか | 適・否 | 条例第4条第2項(平11厚令39第2条第2項） | ・入所者数の算定記録 |
| 第３ 設備に関する基準１ 居室 | (1) 居室の定員は、1人となっているか。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。（独自基準）　平成24年12月13日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設の居室1室の定員については、次に掲げる居室を除き、条例第5条第1項第1号アの規定にかかわらず、条例施行の際に設定されていた居室の定員以下とすることができる。・条例施行後に増築された部分に存する居室・条例施行後に改築された部分に存する居室。ただし、条例施行の日前に居室であった部分を初めて改築して設置する当該居室に相当する居室を除く。 | 適・否 | 法第88条第2項条例第5条第1項第1号ア、附則(平11厚令39第3条第1項第1号イ） | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写・診療所開設許可書・医薬品に関する台帳、備品に関する台帳 |
| (2) 入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。（経過措置）｛平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合｝・収納設備等を除き4.95平方メートル以上とする。 | 適・否 | 条例第5条第1項第1号イ(平11厚令39第3条第1項第1号ロ) |
| (3) ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。・設置位置等は適切か | 適・否適・否 | 条例第5条第1項第1号ウ(平11厚令39第3条第1項第1号ハ |
| ２ 静養室 | 介護職員室又は看護職員室に近接して設けられているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第2号）(平11厚令39第3条第1項第2号 |
| ３ 浴室 | (1) 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。・浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置等 | 適・否 | 条例第5条第1項第3号(平11厚令39第3条第1項第3号） |
| (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第3号(平11厚令39第3条第1項第3号） |
| ４ 洗面設備 | (1) 居室のある階ごとに設けられているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第4号ア(平11厚令39第3条第1項第4号イ） |
| (2) 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第4号イ(平11厚令39第3条第1項第4号ロ） |
| ５ 便所 | (1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けられているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第5号ア(平11厚令39第3条第1項第5号イ） |
| (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第5号イ(平11厚令39第3条第1項第5号ロ） |
| ６ 医務室 | (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第6号ア(平11厚令39第3条第1項第6号イ） |
| (2) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。また、必要に応じて臨床検査設備を設けているか | 適・否 | 条例第5条第1項第6号イ(平11厚令39第3条第1項第6号ロ） |
| ７ 食堂及び機能訓練室 | (1) それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上となっているか。（ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。） | 適・否 | 条例第5条第1項第7号(平11厚令39第3条第1項第7号イ） |
| (2) 必要な備品を備えているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第7号イ(平11厚令39第3条第1項第7号ロ） |
| ８ 廊下幅 | (1) 1.8メートル以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。（独自基準）上記の規定にかかわらず、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすることができる。中廊下：両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下 | 適・否 | 条例第5条第1項第8号ア、イ(平11厚令39第3条第1項第8号） |
|  |
| ９ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | 消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。 | 適・否 | 条例第5条第2項(平11厚令39第3条第1項第9号） |
| 10 その他 | (1) 上記の設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。（ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。） | 適・否 | 条例第5条第3項(平11厚令39第3条第2項） |  |
| (2) 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか | 適・否 | 平12老企43第3の1 |
| 第４ 運営に関する基準１ 内容及び手続の説明及び同意 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。 | 適・否 | 法第88条第2項条例第6条(平11厚令39第4条） | ・運営規程・説明文書・入所申込書・同意に関する記録・重要事項説明書・契約書 |
|  | (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。・入所申込者の同意はどのように得ているか。重要事項最低必要項目：① 運営規程の概要② 従業者の勤務体制③ 事故発生時の対応④ 苦情処理の体制⑤ その他 | 適・否適・否 | 平12老企43第4の1 |
| ２ 提供拒否の禁止 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。提供を拒むことのできる正当な理由とは① 入院治療の必要がある場合② 入所者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合 | 適・否 | 条例第7条(平11厚令39第4条の2） | ・入所申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
| ３ サービス提供 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら困難時の対応適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | 適・否 | 条例第8条(平11厚令39第4条の3） | ・サービス提供依頼書 |
| ４ 受給資格等の | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その求める者の確認提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 適・否 | 条例第9条第1項(平11厚令39第5条第1項） | ・入所者に関する書類・施設サービス計画書 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。 | 適・否 | 法第87条第2項条例第9条第2項(平11厚令39第5条第2項） |
| ５ 要介護認定の申請に係る援助 | (1) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は､入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 |  適・否 | 条例第10条第1項(平11厚令39第6条第1項） | ・入所者に関する書類 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第10条第2項(平11厚令39第6条第2項） |
| ６ 入退所 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。 | 適・否 | 条例第11条第1項(平11厚令39第7条第1項） | ・入所に関する規程・入所検討委員会会議録・入所申込書・入所申込受付簿・要介護度分布がわかる書類・照会の記録・入所申込者待機者順位リスト・入所者の居宅復帰の検討、協議に関する記録・相談、助言等の記録・情報提供の記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意し、書類として残しているか。 | 適・否 | 条例第11条第2項(平11厚令39第7条第2項）平12老企43第4の5(2) |
| (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。 | 適・否 | 条例第11条第3項(平11厚令39第7条第3項） |
| (4) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。 | 適・否 | 条例第11条第4項(平11厚令39第7条第4項）条例第11条第5項(平11厚令39第7条第5項） |
| (5) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められるときは、当該入所者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第11条第6項(平11厚令39第7条第6項） |
| (6) 上記(5)の援助は、(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助を行うことを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意しているか。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の5(5) |
| (7) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第11条第7項(平11厚令39第7条第7項） |
| ７ サービスの提供の記録 | (1) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載しているか。 | 適・否 | 条例第12条第1項(平11厚令39第8条第1項） | ・入所者に関する書類・サービス内容の記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | 適・否 | 条例第12条第2項(平11厚令39第8条第2項） |
| ８ 利用料等の受領 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 適・否 | 条例第13条第1項（平11厚令39第9条第1項） | ・施設サービス計画書・領収証控・運営規程・説明文書・同意に関する記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。｛法定代理受領サービスに該当しない場合｝・10割相当額の支払いを受けているか。 | 適・否適・否 | 条例第13条第2項（平11厚令39第9条第2項） |
| (3) 指定介護老人福祉施設の設置者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を入所者から受けていないか。① 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）② 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用⑤ 理美容代⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの（特別な居室）・定員が１人又は２人であること。・特別な居室の定員の合計が当該施設の入所定員の概ね５割を超えないこと。・入所者１人当たりの床面積が10.65㎡以上であること。・居室の施設、設備等が支払いを受けるのにふさわしいものであること。・居室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。・費用の額が運営規程に定められていること。（特別な食事：入所者等が選定する特別な食事）・高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、その内容がふさわしいものであること。・医師との連携の下、管理栄養士又は栄養士による入所者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。・食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。・特別な食事の提供によって、それ以外の食事の質を損なわないこと。・予め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づいた提供であること。・入所者の身体状況に鑑み支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。・支払いを受ける額は、特別な食事に要した費用から食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。・特別な食事の内容や料金等について、事業所の見やすい場所に掲示すること。（その他の日常生活費）・入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用・入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用・健康管理費（インフルエンザ予防接種料等）・預り金の出納管理に係る費用・私物の洗濯代 | 適・否 | 条例第13条第3項(平11厚令39第9条第3項） |
|  | (4) 上記①から④までに掲げる費用については「居住、滞在及び宿泊、並びに食事の提供に係る利料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。※ 居住費（滞在費）の負担限度額（日額）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | １段階 | ２段階 | ３段階① | ３段階② | 基準費用額 |
| 多床型 | 0 | 370 | 370 | 370 | 855 |
| 従来型個室 | 320 | 420 | 820 | 820 | 1,171 |
| ユニット型準個室 | 490 | 490 | 1,310 | 1310 | 1,668 |
| ユニット型個室 | 820 | 820 | 1,310 | 1,310 | 2,006 |

※ 食費の負担限度額（日額）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １段階 | ２段階 | ３段階① | ３段階② | 基準費用額 |
|  | 300 | 390 | 650 | 1,360 | 1,445 |

 | 適・否 | 条例第13条第4項(平11厚令39第9条第4項） |  |
| (5) 指定介護老人福祉施設の設置者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。 | 適・否 | 条例第13条第5項(平11厚令39第9条第5項） |
| (6) 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第82条で定めるところにより、領収書を交付しているか。 | 適・否 | 法第48条第7項準用(第41条第8項） |
| (7) 指定介護老人福祉施設は、領収書に指定介護福祉施設サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする)、食事の提供に要した費用の額及び居住に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。・領収証には費用区分を明確にしているか。① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用② 食事の提供に要した費用③ 居住に要した費用④ その他の費用（個別の費用ごとの区分） | 適・否 | 施行規則第82条 |
| ９ 保険給付の請求のための証明書の交付 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。 | 適・否 | 条例第14条(平11厚令39第10条） | ・サービス提供証明書（控） |
| 10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 | (1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて、入所者の処遇を妥当かつ適切に行っているか。 | 適・否 | 条例15条第1項(平11厚令39第11条第1項） | ・施設サービス計画書・入所者に関する書類・処遇に関する日誌・身体拘束に関する記録・研修計画・結果報告・委員会の記録・自己評価の記録 |
| (2) 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 | 適・否 | 条例第15条第2項(平11厚令39第11条第2項類）　 |
| (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか | 適・否 | 条例第15条第3項(平11厚令39第11条第3項） |
| (4) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。（身体拘束の対象となる具体的行為） ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 | 適・否 | 条例第15条第4項(平11厚令39第11条第4項）　平13老発155（身体拘束ゼロへの手引） |
|  | (5) 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。 | 適・否 | 平13老発155の2,3 |  |
| (6) 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。（改善計画に盛り込む内容）① 施設内の推進体制② 介護の提供体制の見直し③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き④ 施設の設備等の改善⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組⑥ 入所者の家族への十分な説明⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 | 適・否 | 平13老発155の3,5 |
| (7) 指定介護老人福祉施設の従業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 適・否 | 条例第15条第5項（平11厚令39第11条第5項） |
| (8) 指定介護老人福祉施設の設置者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか | 適・否 | 条例第15条第6項(平11厚令39第11条第6項） |
| 11 施設サービス | (1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務計画の作成を担当させているか。また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。 | 適・否適・否 | 条例第16条第1項(平11厚令39第12条第1項） | ・運営規程・職務分担表・施設サービス計画・入所者の能力、環境等を評価した書類・施設サービス計画原案 |
| (2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画を作成するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第16条第2項(平11厚令39第12条第2項） |
| (3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか | 適・否 | 条例第16条第3項(平11厚令39第12条第3項） |
| (4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 | 適・否 | 条例第16条第4項（平11厚令39第12条第4項）平12老企43第4の10(4) |
| (5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 適・否 | 条例第16条第5項(平11厚令39第12条第5項） |
| (6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 適・否 | 条例第16条第6項(平11厚令39第12条第6項） |
| (7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。・当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指すものである。また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得ることが望ましい。 | 適・否 | 条例第16条第7項(平11厚令39第12条第7項）平12老企43第4の10(7) |
| (8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。 | 適・否 | 条例第16条第8項(平11厚令39第12条第8項） |
| (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、その実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてその変更を行っているか。 | 適・否 | 条例第16条第9項(平11厚令39第12条第9項） |
| (10) 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。① 定期的に入所者に面接すること。② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 適・否 | 条例第16条第10項(平11厚令39第12条第10項） |
| (11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | 適・否 | 条例第16条第11項(11厚令39第12条第11項） |
| (12) (2)から(8)までの規定は、(9)に規定する施設サービス計画の変更についても同様に取り扱っているか。 | 適・否 | 条例第16条第12項(平11厚令39第12条第12項） |
| 12 介護 | (1) 入所者に対する介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われているか。なお、介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮して実施しているか。 | 適・否 | 条例第17条第1項(平11厚令39第13条第1項）平12老企43第4の11(1) | ・施設サービス計画書・入浴に関する記録・入所者に関する書類・介護・看護に関する記録・排泄に関する記録・勤務体制表 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。また、その実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や入浴介助等適切な方法により行われているか。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。 | 適・否 | 条例第17条第2項(平11厚令39第13条第2項）平12老企43第4の11(2) |
| (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第3項(平11厚令39第13条第3項） |
| (4) 指定介護老人福祉施設の従業者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。 | 適・否 | 条例第17条第4項(平11厚令39第13条第4項） |
| (5) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 | 適・否 | 条例第17条第5項(平11厚令39第13条第5項） |
| (6) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者に対し、(1)～(5)に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第6項(平11厚令39第13条第6項） |
| (7) 指定介護老人福祉施設の管理者は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第17条第7項(平11厚令39第13条第7項）平12老企43第4の11(7) |
| (8) 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者に対し、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 適・否 | 条例第17条第8項(平11厚令39第13条第8項） |
| 13 食事 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。 | 適・否 | 条例第18条(平11厚令39第14条）平12老企43第4の12(1) | ・献立表・嗜好に関する調査・残食（菜）の記録・業者委託の場合契約書・検食に関する記録・食事せん・入所者の入退所簿冊・食料品消費日計・入所者年齢構成表・食品構成表 |
| (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。また、病弱者に対する献立については必要に応じ医師の指導を受けているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の12(2) |
| (3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降としているか | 適・否 | 平12老企43第4の12(3) |
| (4) 食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、食事サービスの質が確保される場合であって、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、施設自らが行うなど、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容になっているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の12(4) |
| (5) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の12(5) |
| (6) 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の12(6) |
| (7) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設であって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の12(7) |
| 14 相談及び援助 | 指定介護老人福祉施設の従業者は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行い得る体制をとっているか。 | 適・否適・否 | 条例第19条(平11厚令39第15条）平12老企43第4の13 | ・運営規程・入所者に関する記録・相談簿等 |
| 15 社会生活上の便宜の提供等 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。 | 適・否 | 条例第20条第1項(平11厚令39第16条第1項） | ・設備台帳等・事業計画（報告）書等・代行取扱の要領・同意に関する記録・確認を得た文書・入所者に関する記録・面会記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行っているか。・郵便、証明書等の交付申請手続等、必要に応じた代行を原則としてその都度同意を得ているか。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 | 適・否適・否 | 条例第20条第2項(平11厚令39第16条第2項）平12老企43第4の14(2) |
| (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。・連携、交流の機会（会報の送付、行事参加の呼びかけ等）に努めているか。・面会場所、時間の設定は適切か。 | 適・否適・否適・否 | 条例第20条第3項(平11厚令39第16条第3項）平12老企43第4の14(3) |
| (4) 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。・入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。 | 適・否適・否 | 条例第20条第4項(平11厚令39第16条第4項）平12老企43第4の14(4) |
| 16 機能訓練 | 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。適・否・訓練に関する日誌・機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しているか。 | 適・否 | 条例第21条(平11厚令39第17条）平12老企43第4の15 | ・訓練に関する計画・訓練に関する日誌 |
| 17 栄養管理 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持、及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施しているか。1. 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種のものが共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。また、その栄養ケア計画は、施設サービス計画と整合性が図られているか。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画に記載している場合、その内容をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。
2. 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。
3. 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。

　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第21条の2〈平11厚令39第17条の２〉・平12老企43第4の17 | ・栄養ケア計画・施設サービス計画・入所者に関する記録・生活日誌 |
| 18　口腔衛生の管理 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行っているか。
2. 前記の技術的助言及び指導に基づき、次の内容を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を、施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる。

　ア　助言を行った歯科医師　イ　歯科医師からの助言の要点　ウ　具体的方法　エ　当該施設における実施目標　オ　留意事項・特記事項　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） |  | 条例第21条の3〈平11厚令39第17条の３〉・平12老企43第4の18 | ・口腔ケア・マネージメント計画書・口腔衛生管理実施記録 |
| 19 健康管理 | 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。 | 適・否 | 条例第22条(平11厚令39第18条） | ・看護に関する日誌・入所者に関する書類 |
| 20 入所者の入院期間中の取扱い | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。・退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。・退院が早まり、ベッドの確保が間に合わないなど、やむを得ない場合を除くが、この場合にもベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 | 適・否適・否 | 条例第23条(平11厚令39第19条）平1 2老企4 3第4の17 (1 ) (3) | ・運営規程・入所者に関する書類・診断書等・短期入所にかかるベッド利用計画書・入院者名簿 |
| (2) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものとなっているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の17(4) |
| 21 入所者に関する市町村への通知 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。① 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 条例第24条(平11厚令39第20条） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 22 管理者による管理 | 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。（ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。） | 適・否 | 条例第25条(平11厚令39第21条） | ・組織図・運営規程・職務分担表・業務報告書、業務日誌等 |
| 23 管理者の責務 | (1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適・否 | 条例第26条第1項(平11厚令39第22条第1項） |
| (2) 指定介護老人福祉施設の管理者は、他の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 適・否 | 条例第26条第2項(平11厚令39第22条第2項） |
| 24 計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は、「11施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。① 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。③ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められるときは、当該入所者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。④ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。⑤ 基準第11条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。⑥ 基準第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。⑦ 基準第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。 | 適・否 | 条例第27条(平11厚令39第22条の2） |  |
| 25 運営規程 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。① 施設の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 入所定員④ 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額1. 施設の利用に当たっての留意事項
2. 緊急時等における対応方法
3. 非常災害対策
4. 虐待の防止のための措置に関する事項

※ ⑧については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）1. その他施設の運営に関する重要事項平12老企43第4の22(5)

なお、⑨の重要事項として、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。・①～⑨の内容は適正か | 適・否適・否 | 条例第28条(平11厚令39第23条）平12老企43第4の22(5) | ・運営規程・指定申請、変更届（写） |
| 26 勤務体制の確保等 | (1) 指定介護老人福祉施設の管理者は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。・夜勤職員の休憩が同時となっていないか。・引継ができる勤務体制となっているか | 適・否適・否適・否 | 条例第29条第1項(平11厚令39第24条第1項） | ・就業規則・運営規程・勤務表・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令 |
| (2) 指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し､従業者の日々の勤務時間､常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の23(1) |
| (3) 指定介護老人福祉施設の設置者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスその他を提供しているか。（ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他） | 適・否適・否 | 条例第29条第2項(平11厚令39第24条第2項） |
| (4) 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。・研修機関が実施する研修や施設内の研修に参加させているか。・認知症介護基礎研修を受講させているか。※1　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者が対象。※２　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否適・否適・否 | 条例第29条第3項(平11厚令39第24条第3項） |
| (5)　指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。　①　職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・　　啓発しているか。　②　相談に対応する担当者及び窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 ※　中小企業のみ経過措置期間有り。（令和４年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第29条第4項〈平11厚令39第24条の４〉・平12老企43第4の27（４） |
| 27　業務継続計画　　　　（ＢＣＰ） | (1)　指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じているか。［業務継続計画に盛り込むべき内容］1. 感染症に係る業務継続計画

　　ア　平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保）　　イ　初動対応　　ウ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）　②　災害に係る業務継続計画　　ア　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　イ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ウ　他施設及び地域との連携　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第29条の2第1項〈平11厚令39第24条の２第１項〉・平12老企43第4の28 | ・業務継続計画・研修計画・避難計画・感染症対応に関するマニュアル（事業者作成） |
| (2)　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（※１）を定期的に実施しているか。　　なお、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時は別に研修を実施すること。※１ 感染症や災害発生に備え、業務継続計画に基づき施設内の役割分担の確認、発生時に行うケアの演習等 | 適・否 | 条例第29条の2第2項〈平11厚令39第24条の２第２項〉・平12老企43第4の28 |
| (3)　指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 適・否 | 条例第29条の2第3項〈平11厚令39第24条の２第３項〉・平12老企43第4の28 |
| 28 定員の遵守 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）定員超過のやむを得ない事情：① 災害② 虐待③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合④ 入院者が当初予定より早期に再入所が可能となり、その時点で満床であった場合一時的・特例的な取扱であり速やかに超過を解消する必要がある。特例利用（指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供）がある場合は「平12老振77老健123」を参照 | 適・否 | 条例第30条(平11厚令39第25条） | ・入所者名簿・運営規程 |
| 29 非常災害対策 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。※ 別紙により詳細確認 | 適・否 | 条例第31条(平11厚令39第26条）平12老企43第4の24(2) | ・消防計画・訓練記録・消防署の検査記録 |
| 30 衛生管理等 | (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。 | 適・否 |  | ・受水槽の清掃記録等・医薬品等管理簿・定期消毒の記録等・衛生マニュアル・食中毒防止等の研修記録等・保健所の指導の記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第32条第1項(平11厚令39第27条第1項）条例第32条第2項(平11厚令39第27条第1項） |
| (3）指定介護老人福祉施設の設置者等は、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか | 適・否 |
| (4) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該指定介護老人福祉施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。④ ①から③に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。⑤　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の訓練を定期的（年２回以上）に行うこと。　　なお、訓練時は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び 研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施すること。※⑤については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第32条第3項(平11厚令39第27条第2項） |
| (5) 指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防ぐための措置について、適切な措置を講じているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の25(1) |
| (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の25(1) |
| 31 協力病院等 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めているか。・契約内容は適切か。（夜間、休日の受入体制等） | 適・否適・否 | 条例第33条第1項(平11厚令39第28条第1項） | ・掲示板・契約書 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。・協力歯科医療機関の有無 | 適・否 | 条例第33条第2項(平11厚令39第28条第2項） |
| 32 掲示 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 適・否 | 条例第34条(平11厚令39第29条） | ・掲示物 |
| 33 秘密保持等 | (1) 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 | 適・否 | 条例第35条第1項(平11厚令39第30条第1項） | ・就業時の取り決め等の記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第35条第2項(平11厚令39第30条第2項） |
| (3) 指定介護老人福祉施設の設置者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。・入所者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第35条第3項(平11厚令39第30条第3項） |
| 34 広告 | 指定介護老人福祉施設の設置者は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいないか。・広告の内容が運営規程等と整合しているか。 | 適・否適・否 | 条例第36条(平11厚令39第31条） | ・パンフレット等・ポスター等・広告・運営規程等 |
| 35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | 条例第37条第1項(平11厚令39第32条第1項） |  |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適・否 | 条例第37条第2項(平11厚令39第32条第2項） |
| 36 苦情処理 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じているか。具体的には、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等を行っているか。・苦情に対して速やかに対応しているか。また入所者等に対する説明は適切か。 | 適・否適・否 | 条例第38条第1項(平11厚令39第33条第1項）平12老企43第4の29(1) | ・運営規程・掲示物・苦情に関する記録・指導等に関する記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の従業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 適・否 | 条例第38条第2項(平11厚令39第33条第2項） |
| (3) 指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の29(2) |
| (4) 指定介護老人福祉施設の設置者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第38条第3項(平11厚令39第33条第3項） |
| (5) 指定介護老人福祉施設の設置者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を当該市町村に報告しているか。 | 適・否 | 条例第38条第4項(平11厚令39第33条第4項） |
| (6) 指定介護老人福祉施設の設置者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第38条第5項(平11厚令39第33条第5項） |
| (7) 指定介護老人福祉施設の設置者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 | 条例第38条第6項(平11厚令39第33条第6項） |
| 37 地域との連携等 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 適・否 | 条例第39条第1項(平11厚令39第34条第1項） | ・地域交流に関する記録 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該入所者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第39条第2項(平11厚令39第34条第2項） |
| 38 事故発生の防止及び発生時の対応 | (1) 指定介護老人福祉施設設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。④　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 適・否 | 条例第40条第1項(平11厚令39第35条第1項） | ・事故対応マニュアル・ヒヤリハット報告書・事故報告書 |
| (2) 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第40条第2項(平11厚令39第35条第2項） |
| (3) 指定介護老人福祉施設の従業者は、(2)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。 | 適・否 | 条例第40条第3項(平11厚令39第35条第3項） |
| (4) 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 適・否 | 条例第40条第4項(平11厚令39第35条第4項） |
| (5) 指定介護老人福祉施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 平12老企43第4の31 |
| 39　虐待の防止 | 　指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。［虐待の防止に関する措置］　①　虐待の未然防止　②　虐待等の早期発見　③　虐待等への迅速かつ適切な対応［虐待発生後の再発防止に関する措置］　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会　　ア　当該委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営する必要があるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えない。　また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　なお、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことも可能とする。　　イ　当該委員会で検討すべき具体的な事項は次のとおり　　　　 なお、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること　　　・虐待防止のための指針の整備に関すること　　　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　・前記再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　②虐待防止のための指針　　当該指針で盛り込むべき具体的な事項は次のとおり　　　・施設における虐待の防止に関する基本的考え方　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項　　　・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　・成年後見制度の利用支援に関する事項　　　・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　・その他虐待の防止の推進のために必要な事項　③虐待の防止のための従業者に対する研修　　虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、施設の指針に基づき、虐待　の防止の徹底を行うことを目的としているか。　　また、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時に必ず虐待の防止のための研修を実施し　ているか。　　なお、研修の実施内容については記録しておくこと。　④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者　　施設における虐待を防止するための体制として、前記に記載の措置を適切に実施するため、専任の担当者を　配置しているか。　　なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第40条の2〈平11厚令39第35条の２〉・平12老企43第4の38 | ・虐待防止検討委員会に関する記録・虐待防止に関する研修記録 |
| 40 会計の区分 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適・否 | 条例第41条(平11厚令39第36条） | ・会計関係書類 |
| (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された｢介護保険の給付対象事業における会計の区分について｣を参考として適切に行われているか。 | 適・否 | 平13老振18 |
| 41 記録の整備 | (1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、（2）に定めるもののほか、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 条例第42条第1項(平11厚令39第37条第1項） | ・従業者に関する名簿・履歴書等・設備・備品台帳・会計関係書類・施設サービス計画書・提供した介護福祉施設サービスに係る記録・緊急やむを得ない合に行った身体的拘束等に関する記録・市町村への通知に係る記録・苦情に関する記録・事故に関する記録 |
| （独自基準）(2) 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しているか。① 施設サービス計画② 基準第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録③ 基準第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④ 基準第24条に規定する市町村への通知に係る記録⑤ 基準第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑥ 基準第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録⑦ 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 | 適・否 | 条例第42条第2項(平11厚令39第37条第2項） |
| (独自基準)(3) 上記の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日まで保存しているか。｛その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。)があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日。｝　・上記①～③｛その完結の日から2年を経過した日｝　・上記④～⑥｛当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日｝　・上記⑦ | 適・否 | 条例第42条第3項 |
| 第５ ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 | 第１、第３及び第４の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第５の基準に定めるところとなっているか。 | 適・否 | 法第87条第1項法第88条第2項条例第43条(平11厚令39第38条） |  |
| １ 基本方針 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 | 適・否 | 条例第44条第1項(平11厚令39第39条第1項） | ・概況説明・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項（平11厚令39第39条第2項） |
| (4)　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | 条例第44条第3項(平11厚令39第39条第3項) |
|  | (5)　指定介護老人福祉施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | 適・否 | 条例第44条第4項(平11厚令39第39条第4項) |
| ２ 設備に関する基準(1) ユニット① 居室 | (1) ユニットの入居定員は原則として概ね10人以下とし、15人を超えないものとなっているか。(ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも差し支えない。なお、この場合にあっても、次の要件を満たさなければならない。）1. 1つのユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。ただし、各ユニットにおいて入居者が相度に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。

（ユニットの入居定員に関する既存施設の特例）平成15年4月１日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、施設を新増築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから上記②の要件は適用しない。また、平成15年4月１日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む）が、同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む）場合は、当該ユニットについては、上記①は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 | 適・否 | 条例第45条第1項第1号平12老企43第5の3(4)の③平12老企43第5の3(4)の④ | ・平面図・運営規程・指定申請・変更届写 |
| (2) 居室の定員は、１人となっているか。（ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。） | 適・否 | 条例第45条第1項第2号ア(平11厚令39第40条第1項第1号イ(1)） |
| (3) 居室は、共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第2号イ(平11厚令39第40条第1項第1号イ(2) |
| (4) 居室は2以上のユニットに属していないか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第2号ウ |
| (4) 居室の床面積等は、次のいずれかを満たしているか。① 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(2)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。② ユニットに属さない居室を改修したものについては、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(2)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 | 適・否 | 条例第45条第1項第2号エ(平11厚令39第40条第1項第1号イ(3)）平12老企43第5の3(4)の⑤ |
| (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第2号オ(平11厚令39第40条第1項第1号イ(4) |
| ② 共同生活室 | (1) 共同生活室は、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。このためには、次の２つの要件を満たしているか。① 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。② 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 | 適・否 | 条例第45条第1項第3号ア(平11厚令39第40条第1項第1号ロ(1)）平12老企43第5の3(5)の① |  |
| (2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第3号イ(平11厚令39第40条第1項） |
| (3) 必要な設備及び備品を備えているか。 | 適・否 | 条例第45条歳1項第3号エ(平11厚令39第40条第1項第1号ロ(3)） |
| ③ 洗面設備 | (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第4号ア(平11厚令39第40条第1項第1号ハ(1)） |  |
| (2) 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第4号イ(平11厚令39第40条第1項第1号ハ(2)） |
| ④ 便所 | (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第5号ア(平11厚令39第40条第1項第1号ニ(1)） |
| (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項第5号イ(平11厚令39第40条第1項第1号ニ(2)） |
| (2) 浴室 | 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第45条第2項(平11厚令39第40条第1項第2号) |
| (3) 医務室 | (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としているか。 | 適・否 | 条例第45条第3項第1号(平11厚令39第40条第1項第3号イ） |
| (2) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。 | 適・否 | 条例第45条第3項第2号(平11厚令39第40条第1項第3号ロ） |
| (4) 廊下幅 | 1.8メートル以上としているか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上としているか。（廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。) | 適・否 | 条例第45条第4項(平11厚令39第40条第1項第4号） |  |
| (5) 消火設備等 | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 | 適・否 | 条例第45条第5項(平11厚令39第40条第1項第5号） |
| (6) その他 | 上記(2)から(5)までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。（ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。） | 適・否 | 条例第45条第6項（平11厚令39第40条第2項） |
| ３ 運営に関する基準(1) 内容及び手続の説明及び同意 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、 当該提供の開始について入居申込者の同意を得ているか。 | 適・否 | 準用(条例第6条第1項)(平11厚令39第49条準用(第4条第1項)) | ・運営規程・説明文書・入居申込書・同意に関する記録・重要事項説明書・契約書 |
| (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 | 適・否 | 準用(平12老企43第4の1) |
| (2) 提供拒否の禁止 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。提供を拒むことのできる正当な理由とは① 入院治療の必要がある場合② 入居者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合 | 適・否 | 準用(条例第7条)(平11厚令39第49条準用(第4条の2)）準用(平12老企43第4の2) | ・入居申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
| (3) サービス提供 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者困難時の対応に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | 適・否 | 準用(条例第8条)(平11厚令39第49条準用(第4条の3)) | ・サービス提供依頼書 |
| (4) 受給資格等の確認 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 適・否 | 準用(条例第9条第1項)(平11厚令39第49条準用(第5条第1項)) | ・入居者に関する書類・施設サービス計画書 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。 | 適・否 | 法第87条第2項準用(条例第9条第2項)(平11厚令39第49条準用(第5条第2項)) |
| (5) 要介護認定の申請に係る援助 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は､ 入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 準用(条例第10条第1項)(平11厚令39第49条準用(第6条第1項)) | ・入居者に関する書類 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 準用(条例第10条第2項)(平11厚令39第49条準用(第6条第2項)) |
| (6) 入退居 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供しているか。 | 適・否 | 準用(条例第11条第1項)(平11厚令39第49条準用(第7条第1項)) | ・入居に関する規程・入居検討委員会会議録・入居申込書・入居申込受付簿・要介護度分布がわかる書類・照会の記録・入居申込者待機者順位リスト・入居者の居宅復帰の検討、協議に関する記録・相談、助言等の記録・情報提供の記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居申込者の数が、入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。 | 適・否 | 準用(条例第11条第2項)(平11厚令39第49条準用(第7条第2項))準用(平12老企43第4の5(2)） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。 | 適・否 | 準用(条例11条第3項)(平11厚令39第49条(第7条第3項)) |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。 | 適・否 | 準用(条例第11条第4項)(平11厚令39第49条準用(第7条第4項))準用(条例第11条第5項)(平11厚令39第49条準用(第7条第5項) |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められるときは、当該入所者者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 準用(条例第11条第6項)(平11厚令39第49条準用(第7条第6項)) |
| (6) 上記(5)の援助は、(4)の検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入居者に対し、退居に際しての本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業(5) 者等に対する情報提供等の必要な援助を行うことを規定したものである。なお、安易に施設側の理由により退居を促すことのないよう留意しているか。また、退居が可能になった入居者の退居を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退居後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。 | 適・否 | 準用(平12老企43第4の5） |
| (7) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 準用(条例第11条第7項)(平11厚令39第49条準用(第7条第7項)) |
| (7) サービスの提供の記録 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者の入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載しているか。 | 適・否 | 準用(条例第12条第1項)(平11厚令39第49条準用(第8条第1項)) | ・サービス内容の記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | 適・否 | 準用(条例第12条第2項)(平11厚令39第49条準用(第8条第2項)) |
| (8) 利用料等の受領 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 適・否 | 条例第46条第1項(平11厚令39第41条第1項) | ・施設サービス計画書・領収書（控）・運営規程・施設サービス計画書・運営規程 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | 適・否 | 条例第46条第2項(平11厚令39第41条第2項) |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。① 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）② 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用⑤ 理美容代⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの | 適・否 | 条例第46条第3項(平11厚令39第41条第3項) |
| (4) (3)①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとしているか。 | 適・否 | 条例第46条第4項(平11厚令39第41条第4項）　 |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。 | 適・否 | 条例第46条第5項(平11厚令39第41条第5項）　 |
| (6) ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第82条で定めるところにより、領収書を交付しているか。 | 適・否 | 法第48条第8項準用(法第41条第8項） |
| (7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、領収書に指定介護老人福祉施設サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護老人福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護老人福祉施設サービスに要した費用の額とする｡)に係るもの及び、その他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | 適・否 | 施行規則第82条 |
| (9) 保険給付の請求のための証明書の交付 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付しているか。 | 適・否 | 準用（条例第14条）(平11厚令39第49条準用（第10条））　 | ・サービス提供説明書・（介護給付費明細書代用可）・施設サービス計画書 |
| (10) 指定介護福祉施設サービスの取扱方針 | (1) 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援・処遇に関する日誌するものとして行われているか。 | 適・否 | 条例第47条第1項(平11厚令39第42条第1項） | ・入所者に関する記録・処遇に関する日誌・施設サービス計画書・身体拘束に関する記録 |
| (2) 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 | 適・否 | 条例第47条第2項(平11厚令39第42条第2項） |
| (3) 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。 | 適・否 | 条例第47条第3項(平11厚令39第42条第3項） |
| (4) 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。 | 適・否 | 条例第47条第4項(平11厚令39第42条第4項）　 |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 適・否 | 条例第47条第5項(平11厚令39第42条第5項） |
| (6) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。〔第４－10(4)参照〕 | 適・否 | 条例第47条第6項(平11厚令39第42条第6項） |
| (7) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 適・否 | 条例第47条第7項(平11厚令39第42条第7項） |
| (8) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | 条例第47条第8項(平11厚令39第42条第8項） |  |
| (11) 施設サービス計画の作成 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第1項）(平11厚令39第49条準用（第12条第1項）） | ・運営規程・職務分担表・施設サービス計画書・入所者の能力、環境等を評価した書類・面接記録・サービス担当者会議の記録・運営規程・職務分担表・施設サービス計画書・入所者の能力、環境等を評価した書類・面接記録・サービス担当者会議の記録・施設サービス計画原案第１表、第２表・施設サービス計画書・モニタリングの記録・サービス担当者会議録 |
| (2) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画作成するよう努めているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第2項）（平11厚令39第49条準用（第12条第2項） |
| (3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第3項）（平11厚令39第49条準用（第12条第3項）） |
| (4) 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である | 適・否 | 準用（条例第16条第4項）(平11厚令39第49条準用（第12条第4項））準用（平12老企43第4の10の(4)） |
| (5) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第5項）(平11厚令39第49条準用（第12条第5項）） |
| (6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者を召集して行う会議をいう）の開催、。担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第6項(平11厚令39第49条準用（第12条第6項）） |
| (7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ているか。 ・当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表に相当するものを指すものである。また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い、同意を得ることが望ましい。 | 適・否 | 準用（条例第6条第7項）(11厚令39第49条準用（第12条第7項））準用（平12老企43第4の10の(7)） |
| (8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第8項）(平11厚令39第49条準用（第12条第8項）） |
| (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、その実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。 | 適・否 | 準用（条例第16条第9項）(平11厚令39第49条準用（第12条第9項）） |
|  | (10) 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。① 定期的に入居者に面接すること。② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 適・否 | 準用（条例第16条第10項）(平11厚令39第49条準用(第12条第10項)） |  |
| （11） 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。① 入居者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合② 入居者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | 適・否 | 準用（条例第16条第11項）(平11厚令39第49条準用(第12条第11項)） |
| (12) 介護 | (1) 入居者に対する介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。 | 適・否 | 条例第48条第1項(平11厚令39第43条第1項） | ・施設サービス計画書・入浴に関する記録・入所者に関する書類・介護・看護に関する記録・排泄に関する記録・勤務体制表・勤務に関する記録・排泄に関する記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 | 適・否 | 条例第48条第2項(平11厚令39第43条第2項）　 |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。（ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。） | 適・否 | 条例第48条第3項）(平11厚令39第43条第3項） |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 | 適・否 | 条例第48条第4項(平11厚令39第43条第4項）　 |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 | 適・否 | 条例第48条第5項(平11厚令39第43条第5項） |
| (6) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 | 適・否 | 条例第48条第6項(平11厚令39第43条第6項）　 |
| (7) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、(1)から(6)に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか | 適・否 | 条例第48条第7項(平11厚令39第43条第7項）　 |
| (8) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。また、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第48条第8項(平11厚令39第43条第8項） |
| (9) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。 | 適・否 | 条例第48条第9項(平11厚令39第43条第9項）　 |
| (13) 食事 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、栄養並びに入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。また、入居者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。 | 適・否 | 条例第49条(平11厚令39第44条）準用（平12老企43第4の12の(1)） | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・業者委託の場合契約書・検食に関する記録・食事せん・入所者の入退所簿冊・食料品消費日計・入所者年齢構成表・食品構成表 |
| (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(2)） |
| (3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降としているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(3)） |
| (4) 食事の提供に関する業務は指定ユニット型介護老人福祉施設自ら行うことが望ましいが、食事サービスの質の評価が確保される場合であって、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、施設自らが行うなど当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になっているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(4)） |
| (5) 食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入居者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(5)） |
| (6) 入居者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(6)） |
| (7) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入居定員が40人を超えない介護老人福祉施設にあって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の12の(7)） |
| (14) 相談及び援助 | ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 適・否 | 準用（条例第19条）（平11厚令39第49条準用（第15条）） | ・運営規程・入所者に関する記録・相談簿等 |
| (15) 社会生活上の便宜の提供等 |  (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 | 適・否 | 条例第50条第1項(平11厚令39第45条第1項）　 | ・現場確認・設備台帳等・事業計画（報告）書等・代行取扱の要領・同意に関する記録・確認を得た文書・入所者に関する記録・面会記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行っているか。特に金銭にかかるものについては書面等を持って事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 | 適・否 | 条例第50条第2項(平11厚令39第45条第2項）準用（平12老企43第4の14の(2)） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第50条第3項（平11厚令39第45条第3項）　 |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第50条第4項(平11厚令39第45条第4項）準用（平12老企43第4の14の(4)） |
| (16) 機能訓練 | ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。なお、機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分配慮しているか。 | 適・否 | 準用（条例第21条）平11厚令39第49条準用（第17条）準用（平12老企43第4の1 5） | ・訓練に関する計画・訓練に関する日誌 |
| (17)　栄養管理 | 　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持、及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施しているか。　①　入居者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他　　の職種のものが共同して、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している　　か。　　　 また、その栄養ケア計画は、施設サービス計画と整合性が図られているか。　　　 なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画に記載している場合、その内容をもって栄養ケア計　　画の作成に代えることができる。　②　入居者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記　　録しているか。　③　入居者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 準用（条例第21条の2）〈平11厚令39第17条の２〉・平12老企43第4の17 | ・栄養ケア計画・施設サービス計画・入所者に関する記録・生活日誌 |
| (18)　口腔衛生の管理 | 　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。　①　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術　　的助言及び指導を年２回以上行っているか。　②　前記の技術的助言及び指導に基づき、次の内容を記載した入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成　　するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。　　　 なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を、施設サービス計画の中に記載する場合は、その記　　 載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる。　ア　助言を行った歯科医師　イ　歯科医師からの助言の要点　ウ　具体的方法　エ　当該施設における実施目標　オ　留意事項・特記事項　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 準用（条例第21条の3）〈平11厚令39第17条の３〉・平12老企43第4の18 | ・口腔ケア・マネージメント計画書・口腔衛生管理実施記録 |
| (19) 健康管理 | ユニット型指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。 | 適・否 | 準用（条例第22条）平11厚令39第49条準用（第18条） | ・看護に関する日誌・入所者に関する書類 |
| (20) 入居者の入院期間中の取扱い |  (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入居することができるようにしているか。 | 適・否 | 準用（条例第23条）(平11厚令39第49条準用（第19条）） | ・運営規程・入所者に関する書類・診断書等・短期入所にかかるベッド利用計画書・入院者名簿 |
| (2) 入居者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業所等に利用しても差し支えないが、当該入居者が退院する際に円滑に再入居できるよう、計画的に行っているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の17の(4)） |
| (21) 入居者に関する市町村への通知 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。① 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 準用（条例第24条）(平11厚令39第49条準用（第20条）） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| (22) 管理者による管理 | ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。（ただし、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。） | 適・否 | 準用（条例第25条）(平11厚令39第49条準用（第21条）） | ・組織図・運営規程 |
| (23) 管理者の責務 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適・否 | 準用（条例第26条第1項）(平11厚令39第49条準用（第22条第1項））　 | ・組織図・業務日誌等 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 適・否 | 準用（条例第26条第2項）(平11厚令39第49条準用（第22条第2項）） |
| (24) 計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は「(11)施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。① 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと。④ 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。⑤ 基準第11条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。⑥ 基準第33条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。⑦ 基準第35条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 | 適・否 | 準用（条例第27条）(平11厚令39第49条準用（第22条の2）） |  |
| (25) 運営規程 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。① 施設の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 入居定員④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員⑤ 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑥ 施設の利用に当たっての留意事項⑦ 非常災害対策⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項※ ⑨については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）⑨ その他施設の運営に関する重要事項なお、⑨の重要事項として、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 | 適・否 | 条例第51条(平11厚令39第46条）　準用（平12老企43第4の22の(5)） | ・運営規程・指定申請、変更届（写） |
| (26) 勤務体制の確保等 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。（ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に２名以上配置する（ただし、２ユニット以下の施設の場合には、１名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 | 適・否 | 条例第52条第1項(平11厚令39第47条第1項）　平12老企43第5の10の(2) | ・就業規則・運営規程・勤務表・勤務表・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し､従業者の日々の勤務時間､常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の23の(1)） |
| (3) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っているか。① 昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。② 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること | 適・否 | 条例第52条第2項(平11厚令39第47条第2項）　 |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。（ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | 適・否 | 条例第52条第3項(平11厚令39第47条第3項）　 |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。・　研修機関が実施する研修や施設内の研修に参加させているか。* 認知症介護基礎研修

※１　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者が対象。※２　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）・　新任研修の実施 | 適・否 | 条例第52条第4項(平11厚令39第47条第4項）　 |
|  | (6)　ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。　①　職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知　　・啓発しているか。　②　相談に対する担当者及び窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 | 適・否 | ・平24条例97第53条第５項〈平11厚令39第47条の５〉・平12老企43第4の27（４） |  |
| (27)　業務継続計画（ＢＣＰ） | (1)　指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じているか。［業務継続計画に盛り込むべき内容］　①　感染症に係る業務継続計画　　ア　平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保）　　イ　初動対応　　ウ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）　②　災害に係る業務継続計画　　ア　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄　　　　等）　　イ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ウ　他施設及び地域との連携　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | ・平24条例97第55条準用（第30条の２第１項）〈平11厚令39第49条準用（第24条の２第１項）〉・平12老企43第５の11準用（第4の28） | ・業務継続計画・研修計画・避難計画・感染症対応に関するマニュアル（事業者作成） |
|  | (2)　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練　（※１）を定期的に実施しているか。　　 なお、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用　時は別に研修を実施すること。　※１ 感染症や災害発生に備え、業務継続計画に基づき施設内の役割分担の確認、発生時に行うケアの演習等 | 適・否 | ・平24条例97第55条準用（第30条の２第２項）〈平11厚令39第49条準用（第24条の２第２項）〉・平12老企43第５の11準用（第4の28） |
|  | (3)　指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 適・否 | ・平24条例97第55条準用（第30条の２第３項）〈平11厚令39第49条準用（第24条の２第３項）〉・平12老企43第５の11準用（第4の28） |
| (28) 定員の遵守 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | 適・否 | 条例第53条(平11厚令39第48条） | ・入所者名簿・運営規程 |
| (29) 非常災害対策 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。※ 別紙により詳細確認 | 適・否 | 準用（条例第31条）(平11厚令39第49条準用（第26条）） | ・消防計画・訓練記録・消防署の検査記録 |
| (30) 衛生管理 | (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の25の(1)） | ・受水槽の清掃記録等・医薬品等管理簿・定期消毒の記録等・衛生マニュアル・食中毒防止等の研修記録等・保健所の指導の記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。 | 適・否 | 準用（条例第32条第1項）(平11厚令39第49条準用（第27条第1項）） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 準用（条例第32条第2項）(平11厚令39第49条準用） |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保っているか。特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防ぐための措置について、適切な措置を講じているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の25の(1)）準用（平12老企43第4の25の(2)） |
| (5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | 適・否 | 準用(平12老企43第4の25の (3)） |
| (31) 協力病院等 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めているか。 | 適・否 | 準用（条例第33条第1項）(平11厚令39第49条準用(第28条第1項)) | ・掲示板・契約書 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 適・否 | 準用(条例第33条第2項)(平11厚令39第49条準用(第28条第2項)） |
| (32) 掲示 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 適・否 | 準用（条例第34条）(平11厚令39第49条準用(第29条)） | ・掲示場確認 |
| (33) 秘密保持 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 適・否 | 準用（条例第35条第1項）(平11厚令39第49条準用(第30条第1項)） | ・就業時の取り決め等の記録・入所者（家族）の同意書・実際に使用された文書等（会議資料等） |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 準用(条例第35条第2項)（平11厚令39第49条準用(第30条第2項)） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ているか。 | 適・否 | 準用(条例第35条第3項）(平11厚令39第49条準用(第30条第3項)） |
| (34) 広告 | ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはいないか。 | 適・否 | 準用(条例第36条)(平11厚令39第49条準用(第31条)） | ・広告・パンフレット・ポスター |
| (35) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | 準用(条例第37条第1項)(平11厚令39第49条準用(第32条第1項)） |  |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適・否 | 準用(条例第37条第2項)平11厚令39第49条準用（第32条第2項） |
| (36) 苦情処理 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。苦情受け付けのための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示するなどしているか。 | 適・否 | 準用(条例第38条第1項)(平11厚令39第49条準用(第33条第1項)）準用（平12老企43第4の29の(1)） | ・運営規程・掲示物・苦情に関する記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか | 適・否 | 準用(条例第38条第2項)(平11厚令39第49条準用(第33条第2項)） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の29の(2)） |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 準用(条例第38条第3項)(平11厚令39第49条準用(第33条第3項)） |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 適・否 | 準用(条例第38条第4項)(平11厚令39第49条準用(第33条第4項)） |
| (6) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 準用(条例第38条第5項)(平11厚令39第49条準用(第33条第5項)） |
| (7) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 | 準用(条例第38条第6項)(平11厚令39第49条準用(第33条第6項)） |
| (37) 地域との連携等 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流につとめているか。 | 適・否 | 準用(条例第39条第1項)(平11厚令39第49条準用(第34条第1項)) | ・地域交流に関する記録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該入所者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 | 準用(条例第39条第2項)(平11厚令39第49条準用(第34条第2項)） |
| (38) 事故発生時の対応 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 | 適・否 | 準用(条例第40条第1項)(平11厚令39第49条準用(第35条第1項)） | ・事故対応マニュアル・事故に関する記　録 |
| (2) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 準用(条例第40条第2項)(平11厚令39第49条準用(第35条第2項)） |
| (3) ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、(2)の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録しているか。 | 適・否 | 準用(条例第40条第3項)(平11厚令39第49条準用(第35条第3項)） |
| (4) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 適・否 | 準用(条例第40条第4項)(平11厚令39第49条準用(第35条第4項)） |
| (5) ユニット型指定介護老人福祉施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 準用（平12老企43第4の31） |
| (39)　虐待の防止 | 　指定ユニット型介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。［虐待の防止に関する措置］　①　虐待の未然防止　②　虐待等の早期発見　③　虐待等への迅速かつ適切な対応［虐待発生後の再発防止に関する措置］　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会　　ア　当該委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営する必要があるが、関係する職種、取り　　　扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営　　　して差し支えない。　　　　また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　　なお、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して　　 行うことも可能とする。　　イ　当該委員会で検討すべき具体的な事項は次のとおり　　　　 なお、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を　　　図る必要がある。　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること　　　・虐待防止のための指針の整備に関すること　　　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　・前記再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　②虐待防止のための指針　　当該指針で盛り込むべき具体的な事項は次のとおり　　　・施設における虐待の防止に関する基本的考え方　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項　　　・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　・成年後見制度の利用支援に関する事項　　　・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　・その他虐待の防止の推進のために必要な事項　③虐待の防止のための従業者に対する研修　　虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、施設の指針に基づき、虐待　の防止の徹底を行うことを目的としているか。　　また、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時に必ず虐待の防止のための研修を実施し　ているか。　　なお、研修の実施内容については記録しておくこと。　④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者　　施設における虐待を防止するための体制として、前記に記載の措置を適切に実施するため、専任の担当者を　配置しているか。　　なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 準用(条例第40条の2)〈平11厚令39第35条の２〉・平12老企43第4の38 | ・虐待防止検討委員会に関する記録・虐待防止に関する研修記録 |
| (40) 会計の区分 |  (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 適・否 | 準用(条例第41条)　(平11厚令39第49条準用(第36条)） | ・会計の区分 |
| (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された｢介護保険の給付対象事業における会計の区分について｣を参考として適切に行われているか。 | 適・否 | 老振18 |
| (41) 記録の整備 | (1) ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 準用(条例第42条第1項)(平11厚令39第49条準用(第37条第1項))　 | ・従業者に関する名簿・履歴書等・設備・備品台帳・会計関係書類・施設サービス計画書・提供した施設介護福祉サービスに係る記録・緊急やむを得ない場合に行った身体 |
| (独自基準)(2)ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 施設サービス計画② 基準第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録③ 基準第47条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④ 基準第54条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録⑤ 基準第54条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑥ 基準第54条において準用する第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録⑦従業者の勤務の体制及び実績に関する記録 | 適・否 | 準用(条例第42条第2項)(平11厚令39第49条準用(第37条第2項)） |
| (独自基準)(3) 上記の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日まで保存しているか。｛その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。)があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日。｝　・上記①～③｛その完結の日から2年を経過した日｝　・上記④～⑥｛当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日｝　・上記⑦ | 適・否 | 準用(条例第42条第3項)　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項） |  |  |  |  |
| 確認項目 | 確　認　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 関係書類 |
| 消防計画 | １ 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を想定した非常災害 | いる |  いない | ※１、※２ | ・消防計画策 |
| 等 | 計画（以下「消防計画等」という。）を別に定めているか。 | 　 | 　 | 　 | 定届出書 |
| 　 |  | ■想定している自然災害の有無 | 　 | 　 | 　 | ・防災計画 |
| 　 |  | 地震 | 有・無 | 風水害 | 有・無 | その他（具体的に） | 　 |  | 　 | 　 | 　 | （マニュア |
| 　 |  | 津波 | 有・無 | 土砂災害 | 有・無 |  | 　 | 　 | 　 | ル）等 |
| 　 |  | ※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | ２ 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか | いる |  いない | ※１、※２、 | ・避難訓練結 |
| 　 |  | ■直近1 年間の避難訓練の実施状況 |  | 　 | 　 | ※７ | 果記録 |
| 　 |  | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のものでの実施回数 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 避難訓練 | 　 | 　 | 　回 | 回 | 回 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 避難訓練のうち年１回以上は夜間（又は夜間想定）訓練を行っているか | ・（いる） |  | 　 | 　 | 　※４ |  |
| 　 |  | また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。（通所の事業所を除く） | ・（いない） |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | ■直近1 年間の避難訓練の実施状況 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のものでの実施回数 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 避難訓練 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 組織体制 | ３ 自然災害発生時の避難体制（避難場所、避難経路等）、職員の任務分担、緊急連絡体 | いる |  いない | ※１、※２ | 非常時連絡 |
| 　 | 制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。 | 　 | 　 | 　 | 網 |
| 　 |  | 避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　） | 任部分担 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 避難経路（　　　　　　　　　　　　　　　） | 動員計画の有無 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 避難方法（用具）（　　　　　　　　　　　） | 夜間の避難誘導体制 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 職員・利用者への周知方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 緊急連絡 | ４ 火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか | いる |  いない | ※１、※２ | 連絡体制表 |
| 体制の整 |  | ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※４、※６ | 　 |
| 備 |  | 津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村 | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | との連携体制は整備されているか | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |
| 防災教育 | ５ | 防災教育の実施５ 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的 | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※３、※５ | 職員研修記 |
| の実施 | 　 | な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を実施しているか。 | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 録等 |
|  | 具体例（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 地域住民 | ６ | 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※６ | 　 |
| 等との協 |  |  | ・（いない） |  |  |  |  |  |
| 力 | 具体例（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【根拠法令】 |
| ※１ 事業種別毎の「人員､設備及び運営に関する基準」（H11 厚生省令37 号、39 号、40 号及び41号） | ※５ 「社会福祉施設における地震防災対策について」（H7.5.8 地福3058号） |
| ※２ ※１の解釈通知（H11 老企第25 号、43 号、44 号及び45 号） | ※６ ｢社会福祉施設等における防災対策の徹底について｣（H21.8.13 施運371 号） |
| ※３ 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（国通知S55.1.16 社援5号） | ※７ 消防法施行規則第3 条 |
| ※４ 「社会福祉施設における」防災対策の強化について」（5.1.25 社老1874号） | 　 |